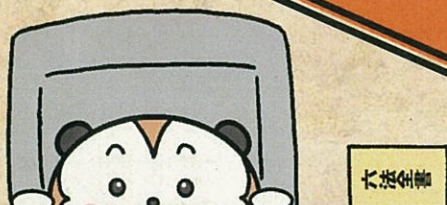




皆様の御理解と御協力のもと
裁判員制度は施行から
10周年を迎えます！



平成21年5月から実施されている
裁判員裁判は国民の皆様の御理解と御協力により、
本年5月に制度施行10周年を迎えることになりました。

静岡地方裁判所では制度施行10周年を迎えるにあたり、裁
判官が皆様の職場や学校等にお伺いし、裁判員制度の意義や運
用状況等をお伝えするとともに、皆様の疑問や不安に感じる点
を直接お伺いする出前講義を実施します。

対 象 静岡県内の企業、学校、PTA、自治体（15名程度以上）

日 時 平日の昼間の1時間程度

場 所 ご希望の場所（職場や学校等に裁判官がお伺いします）

内 容 裁判員制度の概要説明及び質疑応答等（その他ご要望が
あればご相談ください。）

お申込み・お問合せ先

- ・静岡地方裁判所事務局総務課広報係 電話：054-251-6241
 - ・静岡地方裁判所沼津支部庶務課 電話：055-931-6000
 - ・静岡地方裁判所浜松支部庶務課 電話：053-453-7155
- ※ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く）

